

事務連絡
令和 4 年 6 月 9 日

各国公私立大学 御担当部局 御中

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局
内閣府地方創生推進室

地方創生人材支援制度に関する協力依頼

平素より地方創生に御協力・御尽力いただき、誠にありがとうございます。

内閣官房・内閣府では、平成 27 年度より、地方創生人材支援制度を通じて、意欲と能力のある国家公務員、大学研究者、民間専門人材を市町村長の補佐役として市町村に派遣しております。

これまで本制度において、325 市町村に延べ 497 名（うち大学研究者は延べ 32 名）の人材を派遣しております（令和 4 年 5 月末時点）。派遣者は、それぞれの知見や能力を活かして活躍しており、派遣先の市町村から高い評価をいただいております。

今般、令和 5 年度派遣に協力いただける大学研究者を募集いたします。

令和 5 年度派遣にあたっては、引き続き、大学研究者の派遣強化に取り組むべく、市町村への派遣を通じて地方創生に御協力いただける大学研究者に幅広く声掛けをし、貢献をいただける分野や派遣の条件、実証研究の希望等を一覧にした協力情報リストを作成することで、市町村側のニーズと大学研究者側のニーズのマッチング機会の拡大に取り組む所存です。

また、派遣対象市町村を原則 10 万人以下の市町村から指定都市を除く市町村に拡大いたします。

つきましては、所属する大学研究者各位に御周知いただき、市町村への派遣に御協力いただける方がおりましたら、別添 1、2 を御記入いただいた上で、各大学にて取りまとめの上、当事務局まで御提出をお願いします。

1. 募集内容

- ・職 種 ①副市町村長、地方創生を担当する幹部職員（常勤職）
②地方創生に資するアドバイスをを行う職員（顧問、参与等の非常勤職）
- ・派遣期間 令和5年4月1日（予定）から半年～2年間（原則）
※派遣開始時期及び派遣期間は、派遣元と調整の上、決定。

制度概要については、資料2を御参照ください。

2. 職務内容

指定都市を除く市町村に対し、市町村長の補佐役として、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載された施策の推進を中核的に担う。

3. 応募条件

- ①地方創生の取組に強い意欲を持っていること。
 - ②市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定・実行のために十分な能力を有すること。
 - ③日本国内の大学に在籍していること（分野不問）
- ※なお、次のいずれかに該当する者は、応募資格がありません。
- (1) 日本国籍を有しない者
 - (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職については、同法第16条の規定に該当する者

4. 給与・報酬等

派遣先の市町村の定めに基づき、原則当該市町村が負担。
※市町村との協議にて詳細を決定すること。

5. 提出書類

- ・協力情報リスト提出様式（別添1）
 - ・連絡先登録（別添2）
- ※提出いただいた書類は返却いたしません。
※所属大学の承諾を得た上で御提出ください。
※連絡先登録（別添2）には、御本人の他、当事務局との連絡・調整を担当される所属大学の窓口担当者の氏名、役職、連絡先（電話番号（直通）、メールアドレス）も御記載ください（必須）

6. スケジュール（資料2を参照）

- ①提出された協力情報をリスト化し、派遣受入市町村の募集と同時に全市町村に共有（令和4年9月下旬頃）
 - ②市町村が受入希望を当事務局に提出（9月下旬～11月上旬）
 - ③マッチング支援、協議（11月下旬～）
 - ④市町村へ派遣（令和5年4月～〔協議次第では令和4年度中の派遣も可〕）
- ※③のマッチング支援に当たっては、受入を希望する市町村から申請があった場合、登録いただいた大学窓口に当事務局より御連絡いたします。

7. 留意事項等

- ・提出いただいた協力情報（別添1）は、対外公表をするものではないですが、令和4年9月下旬の派遣受入市町村の募集の際、全市町村に共有致します。御理解の上で、御提出をお願いします。
- ・派遣の可否は市町村の受入希望の有無と当事者間の協議の結果、決定されます。協力情報の提出によって派遣が決定されるものではないです。

8. 提出先

下記連絡先まで、メールにて提出して下さい。

内閣府地方創生推進室

担当：矢内、福澤、吉良

（メール） jinzai.shien.c9m@cao.go.jp

9. 提出期限

令和4年8月31日（水）12：00まで

（以上）

【問い合わせ先】

内閣府地方創生推進室 矢内、福澤、吉良

電話：03-6257-1873（直通）

メール：jinzai.shien.c9m@cao.go.jp